

■ 最低制限価格制度

1 概要

契約の内容に適合した履行を確保するため、最低落札方式の例外として、あらかじめ最低制限価格を設け、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち最低札の者を落札者とし、最低制限価格未満で入札した者を排除する制度です。

2 対象

- (1) 競争入札に係る工事のうち、設計金額が世界貿易機関（WTO）の政府調達に関する協定に定める地方政府機関適用基準額未満の契約
- (2) 競争入札に係る計画調査委託（調査、測量、設計等の業務委託）の契約
- (3) 競争入札に係る工事監理業務委託、造園整備業務委託、建物清掃業務委託、施設及び設備の保守を含む運転管理委託、警備業務委託（機械設備を除く。）並びに総合建物管理業務委託の契約
- (4) 競争入札に係る製造の請負

3 最低制限価格

(1) 最低制限価格の算出

【工事】

算出式＝ $\frac{[(\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68)] \times 1.1}{\alpha}$

＊算出式中の α は、0.990～1.000の範囲で抽選により決定した数値

＊上記算出式による額(「」までの額)が、予定価格の9.2/10を上回る場合は予定価格 $\times 9.2/10 \times \alpha$ を、予定価格の7.5/10を下回る場合は予定価格 $\times 7.5/10 \times \alpha$ が最低制限価格となります。

＊上記の方法により難しいものについては、予定価格の75/100から80/100の範囲内で抽選により決定した額

【計画調査委託】

算出式＝業務の種類に応じて、下表に定める算定割合を算定項目に乗じて得た額に補正値を乗じた額

＊補正値は、0.990～1.000の範囲で抽選により決定した数値

＊上記の方法により難しいものについては、予定価格の70/100から75/100の範囲内で抽選により決定した額

業種区分	算定項目	算定割合	算定項目に含まれる費用
測量業務	直接測量費	100 分の 100	直接測量費
	測量調査費	100 分の 100	測量調査費
	諸経費	100 分の 48	間接測量費、一般管理費等
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費	100 分の 100	直接人件費
	特別経費	100 分の 100	特別経費、特別量加算額、加算業務
	技術料等経費	100 分の 60	技術料等経費
	諸経費	100 分の 60	直接経費、間接経費
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費	100 分の 100	直接人件費
	直接経費	100 分の 100	直接経費積上計上
	その他原価	100 分の 90	直接経费率計上
	一般管理費等	100 分の 48	一般管理費等
補償関係コンサルタント業務	直接人件費	100 分の 100	直接人件費
	直接経費	100 分の 100	直接経費
	その他原価	100 分の 90	直接経费率計上等
	一般管理費等	100 分の 45	一般管理費
地質調査業務	直接調査費	100 分の 100	直接調査費
	間接経費	100 分の 90	間接調査費
	解析等調査業務費	100 分の 80	解析等調査業務費
	諸経費	100 分の 45	諸経費

【最低制限価格制度対象の委託（計画調査委託を除く）】

予定価格の 70 / 100 から 75 / 100 の範囲内で抽選により決定した額